

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県環境保全基金条例	公 布 日	平成2年3月23日
条例番号	平成2年三重県条例第22号	直 近 改 正 日	平成13年7月3日
所管部局課	環境生活部環境生活総務課	電 話 番 号	059-224-2367
条例の概要	地域住民等に対する環境保全に関する知識の普及等地域に根ざした環境保全活動の展開及び廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理の推進により、三重県における環境の保全を図るため、三重県環境保全基金を設置する。	条例の 類型	財産管理型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地域住民等に対する環境保全に関する知識の普及等地域に根ざした環境保全活動の展開及び廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理の推進により、三重県における環境の保全を図るために設置された三重県環境保全基金は現在においても必要であり、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、基金の設置等について定めるこの条例は現在でも妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	当基金を財源とする事業の平成23年度実施実績は16事業、基金からの財源充当額は109,042千円余となっており、基金条例として十分に機能している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第241条第1項及び第8項の規定により、基金の設置等については条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条第1項及び第8項の規定により、基金の設置等について定めており、法令に抵触しない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	地方自治法第241条第1項及び第8項の規定により、基金の設置等について定めており、目的と手段は整合している。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	条例としてビジョンでの位置づけは特に無いが、環境保全や廃棄物の適正処理等に係る事業の推進に資するものである。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	基金設置条例であり関係する各事業の実施において必要不可欠であるため。		無	無